

情審第10号

平成27年10月27日

小田原市教育委員会 様

小田原市情報公開審査会

会長 一寸木吉久

公文書非公開決定処分に対する異議申立てについて（答申）

平成26年11月19日付け教指第99号をもって諮問(諮問第22号)のあった公文書非公開決定処分に対する異議申立て事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

異議申立人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）については、本件請求対象文書(以下「本件文書」という。)に該当するもののうち、文部科学省が実施機関に送付した学校別の一覧表(以下「本件文書1」という。)又は文部科学省が実施機関に送付した学校ごとの個別票(以下「本件文書2」という。)について、学校名を特定できる部分を非公開とした一部公開を行うことが妥当である。

第2 本件請求の内容

- 1 異議申立人は、実施機関に対し、本件文書を公開するよう求める公文書公開請求を行った。
本件文書は、全国学力・学習状況調査（以下単に「調査」という。）の平成26年度実施分（以下「本件調査」という。）について、小田原市（以下「本市」という。）市立小学校及び同中学校のそれぞれ学校別の平均正答率を教科ごとに記載した文書である。
- 2 本件文書に該当するものは3種類存在するとして、後日、当審査会の審議において、実施機関から、本件文書1、本件文書2及び実施機関が作成した学校別一覧表(以下「本件文書3」という。)の提示をそれぞれ受けている。各文書の内容は、次のとおりである。
 - (1) 本件文書1
文部科学省が実施機関を含めた各市町村教育委員会に送付した、本件調査結果の一覧表である。小中学校別、教科（国語、算数・数学）別かつ問題種類（知識、活用）別となっている。各学校の名称、児童生徒数、平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差のほか、分野別の平均正答率が記載されている。
 - (2) 本件文書2
本件文書1と同様、文部科学省から送付された文書であるが、一覧表ではなく、学校ごとの個別票で、かつ教科別となっている。各学校の名称、児童生徒数、平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差が記載されているほか、各問の正答率集計表及びグラフが含まれている。
 - (3) 本件文書3
本件文書1をもとに、実施機関が作成した本件調査結果の一覧表である。各学校の名称、平均正答率が、小中学校共に記載されている。
- 3 なお、本件請求は、本件文書から「学校を識別し特定するための校名、児童生徒数等のデータを除外したもの」との条件が付されていた。また、異議申立人は、本件請求と同時に、本件調査に係る平均正答率の本市全体分についても、公文書公開請求を行っている。

第3 異議申立ての経緯

- 1 異議申立人は、平成26年10月1日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、本件請求を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に対し、「調査により測定できるのは、学校における教育活動の一側面であることを踏まえ、序列化や過度な競争が生じないように十分配慮することをより重要とする」、「学校別の公表が、家庭・地域の教育力の差や経済格差と捉えられることを危惧している」などとし、条例第8条第3号及び同条第4号の非公開理由に該当するとして、平成26年10月16日付けで本件処分を行った。なお、本件調査に係る平均正答率の本市全体分についての公文書公開請求に対しては、別途公開決定を行っている。
- 3 異議申立人は、本件処分に不服があるとして、平成26年10月29日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関に対し、異議申立書を提出した。

第4 異議申立人の主張の要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立人の異議申立ての趣旨は、本件処分の取り消しを求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立書、公文書非公開決定処分理由説明書に対する意見書、口頭意見陳述及び関係資料によると、異議申立人の主張の要旨はおおむね次のとおりである。
 - (1) 本件請求が、条例第8条第3号及び同条第4号の非公開理由に該当すると説明できると実施機関が考えているのであれば、時代錯誤の認識である。
 - (2) 学校の序列化や過度な競争については、次のとおり考える。
 - ア 各学校の情報が公表されると、学校が序列化され、数値を比較して順位付けがされるおそれがあるというが、教育委員会・学校は調査結果を活用して教育施策や教育内容の改善を図るから、数値は固定的なものではなく変化する。また、公立小中学校には入学試験がないので、上位校に優秀な児童生徒が集中することもなく、固定的な序列化が起こる可能性はほとんど考えられない。
 - イ また、過度の競争が生じるおそれがあるというが、これは、保護者や地域住民が学校に理不尽な圧力をかけることにより、学校がテスト対策に走ったり、不正行為を働くような事態を想定していると思われる。しかし、保護者や地域住民に対し、学力調査の趣旨や目的、今後の教育施策や教育内容の改善策等を分かりやすく説明することにより十分理解が得られるものである。また、教育委員会・学校が自らの問題として適切に管理することができるものである。
 - ウ 児童生徒は、学習塾などの民間教育機関においても学力向上を目指しているのであり、多くの児童生徒や保護者は、過度の競争や序列化など、気にしたり、恐れたりする余裕

はなく、模擬試験などで偏差値を知り、進路決定に利用している。

エ 実施機関は「成績が上位の小学校から進学した生徒と下位の小学校から進学した生徒で学区が構成されるところがあり、生徒間で優劣の感情が生じるおそれがある」と言うが、学校名を伏せた公開であれば、こうしたことは起こり得ないし、出身校で個人の優劣の感情が生じるわけではない。

(3) 実施機関の述べるとおり、「家庭の社会経済的背景が高い児童生徒の方が各教科の平均正答率が高い傾向が見られる」という文部科学省の調査分析があるが、不利な環境を克服している取り組みも具体的に示されている。こうした取り組みには、学校・保護者・地域が情報や問題意識を共有し協力することが不可欠である。

本市全体の平均正答率は、全国的に見て低いレベルにある。学力レベルと学習環境レベルは正比例していることからすれば、本市の児童生徒の学習環境は、劣悪とさえ言える状況にあることになる。

(4) 文部科学省は、本件調査より、市町村教育委員会が自ら設置する学校の状況を公表できるようにするなど、調査結果の公表基準を緩和している。これは、平成19年度以降、市町村の状況などの公表が進展しているにもかかわらず、全国的に序列化や過度な競争による問題が生じていないことを踏まえた措置である。これにより教育施策や教育内容が改善され学力向上に寄与するものと、保護者や地域住民から大きな期待が寄せられている。教育委員会は、結果を公開し、傾向分析や考察を行い、今後の改善内容等について、保護者や地域住民に説明する責任がある。実施機関は、調査は学校間の比較のためのものではないと言うが、比較分析によって各校の問題点や課題を明らかにし、改善策を実施することは、調査目的にかなうことである。

(5) 佐賀県武雄市ではすでに学校名を明記して各学校の状況を公表している。学習状況・意識調査の結果を公表することにより、武雄市の教育への関心を高め、市民総ぐるみで教育を考える機会にしたいとの趣旨であり、各学校の改善に向けた取り組みも同時に公表されている。同市教育委員会によれば、序列化や過度な競争による問題の発生ではなく、むしろ学校への信頼が高まり地域からも一緒にやろうという機運が盛り上がっているという。実施機関は、学校別の結果を公開している自治体はごくわずかというが、調査実施要領において、これまで文部科学省が認めていなかったのだから、当然であり、今後逐次増加すると思われる。

(6) 本件請求と同趣旨の請求を受けた相模原市では、少人数校は非公開としているものの、ほぼ制限なく学校別の学力調査の平均正答率を公開している。政令市教育委員会だからできるのではなく、そうした情報公開によって市民理解を得ようという努力が、現状の教育行政には不可避であるとの認識を持っているということである。校名を秘匿せず完全公開をしている学校も全国にいくつもあり、今や特殊な事例ではない。

- (7) 実施機関は、「学校別の数値の公開による効果が認められない」というが、情報の共有により保護者や地域住民との信頼、協力体制が図られる。また、優れた教育施策や学習指導方法が実施機関・学校間で共有され、学力格差の縮小や全体のレベルアップが期待できる。文部科学省も、本件調査結果の活用として「保護者等への説明責任を適切に果たしつつ、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること」を求めている。
- (8) 小田原市教育委員会では、平成27年度から施行する「学校運営協議会」の制度化を議論しながら、この程度の情報公開をできないようでは、学校運営協議会を市内小中学校全校で施行することなどできないはずである。
- (9) 学校別の状況の公開請求は今回が初めてであるが、実施機関や学校の懸念にも配慮し、本件請求は学校名を無記名とする請求としている。これにより、序列化や過度な競争による問題が発生することはほとんど考えられない。
- (10) 以上の理由により、本件処分は違法である。

第5 実施機関の主張の要旨

公文書非公開決定処分理由説明書、口頭意見陳述及び関係資料によると、実施機関の主張の要旨はおおむね次のとおりである。

- 1 学校の序列化、差別化の弊害は、児童生徒の立場を尊重して考えるべきである。本市内の中学校の中には、成績が上位の小学校から進学した生徒と下位の小学校から進学した生徒で学区が構成されるところがあり、本件調査結果が公表されると、生徒間で優劣の感情が生じるおそれがある。また、様々な問題を抱えている学校もあり、その問題改善に向けて対応を行っている中で、このような数値が公開されると、その学校への入学を控えた子供たちに不安感が生じたり、在籍中の子どもたちの学習意欲を低下させたり、保護者の学校の教育方針に対する理解を妨げるといった弊害が生じるおそれは、かなりの蓋然性をもって認められると考えている。さらに、本市の地域特性と学校別の成績とを関連付けて見られた場合、児童生徒が劣等感を抱き、学習意欲をなくしたり、児童生徒への偏見やいじめといった弊害が生じたりする可能性は十分認められると考えている。
- 2 調査は、学校間の比較のためのものではない。異議申立人が主張する学校名を伏せて公開することは、調査結果について順位をつけることが可能であることを市民に知らせることにつながり、不安や疑問をあおることにつながってしまう。本件調査実施要領でも「平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。」とされている。本件請求は、順位を付した公開を求めているが、これは順位付けができる状態に近いものにほかならない。
- 3 異議申立人が述べているとおり、本件調査実施要領では、学力調査の学校別平均正答率を公表することは可能であると記述されている。しかし、それは、その教育上の影響などを踏まえ、

必要性について慎重に判断することや公表する内容や方法などについて事前に十分相談することなど留意点も記述されており、単に学校名を伏せておけばよいものではない。校名を伏せた状態であっても、平均正答率を公表すると、その数値がどのような意味を持っているのかについてきちんとした説明がない状態で数値のみが広がっていき、結果についての誤った認識を招きかねない。

- 4 調査の目的と照らし合わせても、学校別の数値の公開が、目的達成に寄与するとは考えられず、効果は認められない。
- 5 数値がクローズアップされることによって、学校では、幅広い学習指導方法の改善という本来の目的からそれ、学力の一部に焦点化して作成されている本調査問題に即した指導や数値の向上に傾倒した指導に陥ってしまうおそれを多分に含んでいる。また、保護者が数値を過度に意識してしまうおそれがあり、過度の競争が生じる。
- 6 異議申立人が述べているように、個別の学校名を公開した上で教育委員会としての教育方針を示している例は承知しているが、だから本市においても公表した方が良いという形で安易な取り組みにならないよう留意すべきである。違う角度から見ると、全国の約1700市町村のうち、学校別の結果を公開している自治体はごくわずかであり、神奈川県内33市町村においても、学校別の数値を公表しているところはひとつもないという事実をしっかりと踏まえていく必要がある。
- 7 学習塾など民間教育機関において学力向上を目指していることについては、それこそ一部の学力において序列化を促しており、文部科学省の目指している「生きる力」の育成の根本とは大きくかい離していることから、改めて、公教育の場において序列化、過度な競争を助長することはできないと考えている。異議申立人の述べている「公立の学校間の序列に対して保護者が、過度の競争や序列化など、気にしたり、恐れたりする余裕はなく」といった根拠はどこにあるのか、疑問が残る。むしろ、隣の学校の取り組みに対して、公教育である以上同等にするようにという保護者の意見が寄せられることもあり、必要のない序列化や過度な競争をあおる必要はない。
- 8 これまでの調査分析から、「家庭の社会経済的背景が高い児童生徒の方が各教科の平均正答率が高い傾向が見られる」ことが明らかになっており、学校の指導以外の要因も少なくないことから、学校別の公表が、家庭・地域の教育力の差や経済格差と捉えられることを危惧する。校名が伏せられても市内にそのような状況があることを暗示することは、保護者の不安をいたずらに招きかねない。
- 9 いずれにしても調査により測定できるのは、学校における教育活動の一側面であることを踏まえ、序列化や過度な競争が生じないように十分配慮することが重要であることから、平均正答率の数値のみでなく、多角的な分析に基づいて公表し、それに基づいた指導改善をしていく必要があると考えている。各学校が自校の結果を捉える際にも、解答の内容や誤答の傾向なども

含めた同様の分析を行っていくことが望まれている。併せて、過度な競争、序列化、差別化が生じる危険性をはらんでいる場合は、本調査の今後の実施にあたって、公正な実施が妨げられる懸念も否定できないものと考えている。

10 調査結果は、本市全体の平均正答率を含めた教科に関する調査、児童生徒の質問紙調査、学校質問紙調査について、分析結果と併せて公表していくこととしており、これによって教育施策や教育内容が改善され学力向上に寄与するものであり、保護者や地域住民に説明する責任は十分果たせていると考えている。

11 以上の理由により、本件処分を行ったものである。

なお、実施機関は、本件処分に当たり、平成21年6月30日付け情審第6号当審査会答申（以下「平成21年答申」という。）の一部を参考にしたと述べている。同答申は、平成19年度調査における本市の特定の学校別の平均正答率について、実施機関が非公開決定処分を行ったことの可否を審査事項の一つとしており、結論として、非公開決定処分を妥当としている。この中で、答申の結論とは直接関係がなかったものの、学校名を伏せて公開する方法について言及しており、実施機関は、この部分を参考にしたと述べているものである。

平成21年答申における当該部分については、以下のとおりである。

「数値のみ公開を認め、学校名を伏せて公開する方法も考えられるが、本市における地域ごとの特殊性から、この学校が上位でこの学校は下位であるといった市民の評価・予測・憶測を招く可能性があることから、序列化、差別化につながる可能性はあると考えられる。」

なお、平成21年答申において、非公開決定処分を妥当とした判断理由は、次のとおりである。

「(数値の公開は)学力の向上等の公益性も認められるものの、その一方で学校別に序列化、差別化がされ、それにより子どもたちに差別意識や劣等感が生じ、学習意欲の低下を招くという重大な弊害を生じるおそれがあると認められ、教育行政を遂行する上で、看過し得ない程度の支障があると考えられる」ため、条例第8条第4号にいうおそれが認められるとしたものである。

第6 審査会の判断

当審査会では、実施機関が非公開とした本件文書を検分した上で、異議申立人の異議申立書、公文書非公開決定処分理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述、実施機関の公文書非公開決定処分理由説明書及び口頭意見陳述並びに各関係資料に基づき本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

第2本件請求の内容で述べたとおり、本件文書に該当するものは、本件文書1、本件文書2及び本件文書3である。

2 条例第8条第3号及び同条第4号への該当性について

(1) 標記条項について

条例第8条第3号は、「市等又は国等の審議、検討、協議又は調査研究に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は、非公開情報としている。また、同条第4号は、「市等又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開情報としている。

実施機関は、本件文書がこれらの条項に規定する非公開情報に該当すると主張している。そこで、この該当性について以下検討していくが、そもそも条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」ことを定めており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。したがって、公文書情報が非公開情報に該当するかどうかは、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するかどうかの観点から解釈判断されるべきものである。また標記条項中の「おそれ」といった文言の解釈も、単なるおそれではなく、法的保護に値する蓋然性を有する「相当のおそれ」が求められることになる。

なお、本件請求については、条例が掲げる「市民の知る権利や市民への説明責任」に関し、本件調査の調査実施要領の内容も、考慮すべきであると考ええる。

すなわち、調査実施要領は、調査年度ごとに文部科学省が作成しているが、異議申立人及び実施機関双方が述べているとおり、本件調査では、以前のものと比較して、調査結果公表についての考え方が異なっている。平成19年度調査では保護者や地域住民に対して説明責任を果たす意義は認めつつ、「市町村が基本的な参加主体であることにかんがみて」、市町村教育委員会に対し、「域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと」と述べている。これに対し、本件調査では、具体的な配慮点を挙げ、「調査により測定できるのは学力の特定の一部であること」などを踏まえ「序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響に十分配慮すること」が重要であるとしながらも、市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことを否定していない。調査実施要領には法的拘束力は認められておらず、本市が保有する公文書の公開の可否判断は、あくまでも条例によるのであるが、条例の解釈運用に当たっては、こうした社会的状況の変化を考慮すべきであると言える。

また、実施機関は、標記条項への該当性を総体的に主張しているため、本検討も同様に行うこととする。なお、前述のとおり、本件請求には「学校を識別し特定するための校名、

児童生徒数等のデータを除外したもの」という条件が付されていることを踏まえ、本件文書中の学校名を特定できる部分を非公開とした一部公開が、保護法益を侵害する相当のおそれを生ずるかどうかを検討していくこととする。

(2) 学校間の序列化、差別化の発生と過度の競争について

実施機関は、本件文書を公開すると、学校名を特定できる部分は非公開とした場合でも、順位付けが可能であることを市民に知らせ、数値のみがクローズアップされ、各学校において調査に偏った指導に陥るおそれ、また、保護者が数値を過度に意識してしまうおそれがあるなどと主張し、過度の競争が生じると主張している。

しかしこうした事態は、本件文書を非公開とすることにより抑止するのではなく、むしろ、実施機関がその職務権限としての人事権限や学習指導権限を行使することにより、抑止されるべきものといえる。この場合、教育現場や保護者への十分な説明や対応が必要であると考えられるが、実施機関は、まさに公文書非公開決定処分理由説明書において自ら述べているように、本件調査結果を、平均正答率の数値のみの公開に終わらせず、多角的な分析に基づいて公表し、それに基づいた指導改善が行われるよう図っていく等の方策により、条例が求める市民への説明責任を果たしつつ、過度の競争を抑止していくことにつながるべきものであると考える。

(3) 学校間の序列化、差別化の発生と児童生徒や家庭・地域に与える影響について

ア 実施機関の主張について

実施機関は、これまでの調査結果において、「家庭の社会経済的背景が高い児童生徒の方が各教科の平均正答率が高い傾向が見られる」と国が分析していることから、学校名を特定できる部分は非公開とした場合でも、平均正答率の差が、学区地域や家庭における教育力の差や経済格差を暗示することになると主張している。また、中学校の中には、平均正答率に差がある小学校区から構成されるところがあり、生徒間で優劣の感情が生じる等の弊害が発生するおそれがあるなどと主張している。なお、実施機関は、平成21年答申における、学校名を伏せた公開を行った場合への言及部分を参考に諾否決定の判断を行ったとしている。

イ 具体的検討

そこで、まず、当審査会が行った平成21年答申について見ることにする。この答申では、学校名を伏せた公開について「本市における地域ごとの特殊性から、この学校が上位でこの学校は下位であるといった市民の評価・予測・憶測を招く可能性があることから、序列化、差別化につながる可能性はあると考えられる。」

という考え方を示している。ただし、この考え方は同答申の結論とは直接関係がない部分であり、具体的な判断は示さなかったため、改めて検討を加える必要がある。

そこで、学校名を伏せた状態での公開により、学校間の序列化、差別化が生じる蓋然

性の有無が問題となるが、当審査会は、市民の評価・予測・憶測に合理的な根拠がなければ、蓋然性は認められないと考える。すなわち、それが合理的な根拠を欠いた、いわば「勝手な」憶測、邪推の可能性に止まるのであれば、それをもって学校間の序列化、差別化が生じる蓋然性があるとするのは適当ではない。また、(1)で述べたような条例が求める市民の知る権利、市民に対する説明責任の面から考えても、「市民の評価・予測・憶測」に合理的な根拠がないにも関わらず、市民の知る権利を犠牲にすることは妥当ではない。

さて、調査結果について、国の分析は、「家庭の社会経済的背景が高い児童生徒の方が各教科の平均正答率が高い傾向が見られる」ということを明らかにしている。したがって、学区地域の特性が、地域内の家庭のそうした社会経済的背景の目安となり得るのであれば、「市民の評価・予測・憶測」には合理的な根拠があると認められる。しかし、本市の学区地域の特性とは、平成21年答申でも述べているが、各地域全体の歴史的経緯に由来するものであるとされ、必ずしも地域内の児童生徒を持つ家庭に係る社会経済的背景を示すものではない。また、必ずしも現在の状況を反映するものとは言えない。さらに、特性といっても、それは数値等で示されているものではなく、客観的なものとは言いがたい。こうしたことから、学区地域の特性が、地域内の家庭の社会経済的背景の目安となり得ると言うことはできない。

その他、学区地域の特性から各学校の順位を推測することに、合理的な根拠は見出し難い。

したがって、地域特性との関係から、本件文書中の学校名を特定できる部分を非公開とした一部公開により、学校間の序列化、差別化が生じる蓋然性はないものと認められる。序列化、差別化が生じる蓋然性がなければ、実施機関が主張するような、学区地域や家庭における教育力の差や経済格差が暗示される弊害や、生徒間で優劣の感情が生じる等の弊害は、法的保護に値するとは言えないものとする。

ただし、本件文書1や本件文書3のような一覧表形式のものは、学校名の並べ方に規則性があり、その規則性が公になっている場合、また、他の文書でも同様の並べ方が採用され、それらが公になっているような場合は、文書中の学校名を特定できる部分を非公開としても、容易に学校名の順序が推測できてしまうことになる。

実施機関が作成した本件文書3については、並べ方に規則性が認められ、かつ他の文書でも同様の並べ方のものがあり、それぞれ公になっていることから、学校名の推測が容易にできてしまう。この場合は、本件文書中の学校名を特定できる部分を公開することと実質的に変わらない。このため、本件文書3については、文書中の学校名を特定できる部分を非公開とした一部公開であっても、結局、平成21年答申で見たような、学校名まで含めた公開による弊害が生ずる相当のおそれがあるかどうかについてまで、現

時点での検討を加えなければならないことになる。

他方、本件文書1は、文部科学省が学校名を無作為に並べたもので、かつ、他の文書では、このような並べ方は見受けられないという。また、本件文書2は、各学校別に独立した文書であるため、こうした学校名の順序の推測のおそれは生じない。

本件請求が、本件文書中の学校名を特定できる部分の公開を求めていること、また特定の文書を請求してはいないことを踏まえると、上述のとおり、本件文書1又は本件文書2については、文書中の学校名を特定できる部分を非公開とした一部公開が、保護法益を侵害するおそれは認められない、という判断をもって、本件に係る答申としては足りるものとする。

- (4) 以上により、実施機関の主張する、過度な競争が生じるおそれについては、その蓋然性が認められないことから、条例第8条第3号及び同条第4号の非公開事由には該当しないと認められる。

また、実施機関の主張する児童生徒や家庭・地域に与える影響について検討した結果、本件文書1又は本件文書2について学校名を特定できる部分を非公開とした一部公開を行う限りにおいては、保護法益が侵害される相当のおそれが生じるとは認められないことから、同じく条例の非公開事由に該当しないと認められる。

以上の理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第7 審議等の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のように審議等を行った。

年 月 日	経 過 内 容
平成26年11月19日	実施機関からの諮問書を受理
平成26年11月25日	実施機関に対して「公文書非公開決定処分理由説明書」の提出を依頼
平成26年12月9日	実施機関から「公文書非公開決定処分理由説明書」を受理
平成26年12月11日	異議申立人に対し「公文書非公開決定処分理由説明書」の写しを送付するとともに「公文書非公開決定処分理由説明書に対する意見書」の提出を依頼
平成26年12月26日	異議申立人から「公文書非公開決定処分理由説明書に対する意見書」を受理
平成27年1月7日	実施機関に対し「公文書非公開決定処分理由説明書に対する意見書」の写しを送付
平成27年1月29日 第52回情報公開審査会	事案の審議、実施機関から関係資料を受理
平成27年3月24日 第53回情報公開審査会	異議申立人及び実施機関の口頭意見陳述の聴取及び関係資料の受理、事案の審議
平成27年5月1日 第54回情報公開審査会	事案の審議
平成27年6月1日 第55回情報公開審査会	実施機関から関係資料を受理、事案の審議
平成27年7月27日 第56回情報公開審査会	答申案の検討
平成27年8月27日 第57回情報公開審査会	答申案の検討
平成27年10月6日 第58回情報公開審査会	答申案の検討